

入会金および年会費に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、定款に規定する経費の負担(第7条第1項)に関し必要な事項を定める。

(入会金および年会費)

第2条 会員ごとの入会金および年会費は以下に示すとおりとする。

2. 年会費は一口以上を納入するものとする。

会員	入会金	年会費(一口)
正会員	1,000円	11,000円
維持会員	免除	110,000円
特別会員	免除	40,000円
準会員	1,000円	5,500円

(附則)

1. この規程の改訂は社員総会にて行う。
2. この規程は一般社団法人の登記日(2012年4月1日)から施行する。
3. この規程は2018年6月27日の社員総会において改訂された。